

令和6年 第1回農業委員会議事録

令和6年1月25日午後3時00分に第1回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 笹原 哲	2 番 近藤 剛	3 番 沼澤 克己
4 番 五十嵐 純一	5 番 西塚 喜行	6 番 西塚 孝也
7 番 高橋 央	8 番 星川 敬夫	9 番 大崎 清孝
10 番 後藤 一彦	11 番 本間 俊悦	12 番 伊勢村 孝之
13 番 石川 富士太郎	14 番 笹原 光政	15 番 小松 栄作
16 番 齋藤 吉勝	17 番 山口 栄子	18 番 鈴木 藤光
19 番 星川 礼子		

2. 遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

1 番 (笹原 哲) 12 番 (伊勢村孝之) 番 () 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

3. 本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	田中 誠
事務局係長	渡辺 美由紀	事務局主事	菅野 幹太

4. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- | | |
|-------|--------------------------|
| 報第 1号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 報第 2号 | 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて |
| 議第 1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議第 2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議第 3号 | 尾花沢市農用地利用集積計画について |

令和6年 第1回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和6年第1回通常総会を1月25日（木）市役所大会議室において午後3時00分より開会した。

（事務局 五十嵐局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 五十嵐局長）

ご着席願います。開会に先立ち申し上げます。1番笹原哲委員、12番伊勢村孝之委員より欠席する旨連絡がございました。只今の出席委員は17名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

元旦の時に起きました能登半島地震で被害に遭われました方に哀悼の意を表しますとともに、一日も早い復興を願うばかりです。

さて、新年あけましておめでとうございます。今年は尾花沢にとっては、例年に比べて大変雪の少ない天候でありますけれども、これから雪が降らないと暖冬、去年みたいに温暖化で米の収量に心配されるところもございますけれども、皆さん高温等に負けないように農作業や春作業の準備に取り掛かっていただきますようお願いいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。

（事務局 五十嵐局長）

ありがとうございました。次に議長であります。農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

(議 長)

これより令和6年第1回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、16番齋藤吉勝委員、17番山口栄子委員以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、局長補佐をして報告いたさせます。局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、報第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書は1頁から3頁でございます。案件は6件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。

No.1からNo.4が相対の貸借、No.5とNo.6が円滑化事業で農協を含む貸借と転貸が設定されていたものです。

解約後の利用についてですが、No.1からNo.3とNo.5は別人へ貸借予定です。No.4は別人へ売買予定です。No.6は自作予定ですが一部転用を考えているとのことです。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第1号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第2号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

報第2号「農地法第5条の規定による許可の取下げについて」ですが、昨年11月16日に現地調査班第5班と事務局で申請者立ち合いのもと確認してきた案件です。

県に進達後、所有権移転を行う面積に対して転用面積の差が大きいため、県より分筆登記を行い、5条の申請内容の補正を行うか、3条の所有権移転と4条の自己が権利を持つ農地の転用により再申請するように指導がございました。

転用事業者に対して案内したところ、後者の3条と4条の組み合わせで再申請としたい意向でしたので県の許可処分前に取下げを行ったものです。

申請受付後に県には追認で申請を行う旨を含めて内容の確認を行いました。

(議 長)

只今、事務局より報告がありましたが、ご質疑ありませんか。齋藤委員。

(16番 齋藤委員)

16番齋藤です。今、5条申請を取り下げして、所有権移転と4条申請との説明で、転用の面積が大きいとのことですが、今まで我々の場合の認識だと差がある場合は分筆して、その分を転用するものと考えていましたが、今回分筆しないで4条で申請するというのでは、結局分筆することがないのはどうなのかと思いますが、また、4条申請でこうなった場合課税上どうなるのか、全面積宅地扱いとなるのかお聞きしたい。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

課税上の取扱いとして、4条の申請で土地の一部を転用した場合ですが、課税上分筆の処理を行って、一部は農地、一部は転用後の地目というような課税をしているようです。

(議長)

齋藤委員。

(16番 齋藤委員)

16番齋藤です。それだと分筆のお金かけずに税務課への申出とかで済んでしまうことになるのではと思うが、どうですか。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

本来そうすべきものですが、今回の転用事業者の場合は、10年以上も前に違反転用状態になってしまっていたものです。渡し人につきましては、この方のお母さまが所有されていたときに売買をして、農地法の許可なくお金のやり取りも行っていた、農地法の許可なくやり取りしてしまっていて、登記していなかったと。で、実際建ててしまった後に市民税務課に対して現況の確認依頼があって、現在現況上は宅地と原野に分けられて課税されています。県の方から課税上そうなっているのであれば、5条の申請内容の補正を行うか、3条の所有権移転と4条の自己が権利を持つ農地の転用により再申請するように指導があったものです。

(議長)

齋藤委員。

(16番 齋藤委員)

16番齋藤です。それだと了解しました。今から建てるのはなく違反状態で既に建てら

れていた状態だということであれば、わかりました。

(議 長)

そのほかご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより報第2号を採決いたします。
本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。
次に議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、
2番近藤剛委員の退席を求めます。

(2番 近藤委員 退席)

(議 長)

事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、今月申請のありました案件についてご説明いたします。所有権の移転が7件、賃貸借権の設定が6件、使用貸借権の設定が1件です。

所有権移転の申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが3件、高齢化による経営縮小によるものが2件、耕作不便によるものが2件です。

6頁下段は貸借権の設定で、申請事由ですが、所有者の高齢化による経営縮小によるものが2件、労力不足によるものが3件、耕作者側の要望によるものが1件です。

最後に8頁は使用貸借権の設定です。申請事由としては所有者の高齢化による経営縮小です。

No.1からNo.14につきましては、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。2番近藤剛委員、復席願います。

(2番 近藤委員 復席)

(議 長)

次に議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、昨年11月16日に現地調査班第5班と事務局で申請者立ち合いのもと確認してきた案件です。

1筆の中で一部農機具格納庫、一部舗装としてすでに転用されており大部分は農地として保全管理されておりました。なお、本件につきましては、先ほど説明いたしました、違反転用状態を是正するための、転用を受けるべく申請されたものでございます。転用計画の内容については11月時点と変更ございません。

審議のほどよろしくお願いいたします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第3号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、議第3号「尾花沢市農用地利用集積計画」について説明いたします。議案書13頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。

今回申請のありました集積計画は、相対の賃貸借21件、農地中間管理機構の転貸5件、所有権移転8件です。申請地は、農振農用地区域内の土地で、面積が2,693aです。

続いて対象人数は、賃貸借設定が出し手19名、受け手14名、転貸が出し手2名、受け手5名、所有権移転が出し手9名、受け手7名です。合計は出し手が30名、受け手が26名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3年から5年が11件で1,238a、10年以上が10件で836aです。転貸はすべて10年以上で223aです。

10a当たり借賃と対価の値幅ですが、下段中央の表記のとおりです。

14頁からは、個別状況です。このうち14頁のNo.1から24頁のNo.21までが利用権設定で、24-1頁のNo.22から24-3頁のNo.6は機構からの転貸分です。25頁からは所有権移転分です。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお願いいたします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

(議 長)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和6年第1回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午後3時36分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和6年1月25日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____